

## TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp>  
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)  
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F

令和8年1月16日発行  
 担当: 頼田  
 TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

## 令和8年度税制改正大綱 Part I 個人所得税

## 1. 物価上昇局面における基礎控除等の対応【所得税・住民税】

(1)①基礎控除の引き上げ…合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引上げ。(改正後控除額は右図のとおり。住民税改正なし) (注)令和8年以後の所得税について適用。

②基礎控除の特例…その年の合計所得金額に応じて控除額加算。

令和8・9年分 合計所得金額489万円以下: 42万円

合計所得金額489万円超 655万円以下: 5万円

令和10年分以後の各年分 合計所得金額132万円以下: 37万円

(注)源泉徴収は、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等に適用。

(2)①給与所得控除…65万円の最低保障額を69万円に引き上げ。

(注)令和8年以後の所得税、令和9年分以後の住民税に適用。

②特例で令和8・9年における最低保障額を5万円引上げ。(年末調整で適用。)

(3)合計所得金額要件等の引き上げ

①配偶者控除、扶養控除: 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円(現行58万円)以下に引き上げ。

②ひとり親控除: ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等合計額の要件を62万円(現行58万円)以下に引き上げ。

③勤労学生控除: 勤労学生の合計所得金額要件を89万円(現行85万円)以下に引き上げ。

④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例: 必要経費算入金額の最低保障額を69万円(現行65万円)に引き上げ。

(注)令和8年分以後の所得税、令和9年分以後の住民税について適用。

(4)ひとり親控除…控除額を38万円(現行35万円)に引き上げ。(住民税は33万円(現行30万円)に引き上げ。)

(注)令和9年分以後の所得税、令和10年分以後の住民税について適用。

(5)生命保険料控除(住民税改正なし)

①23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例(右図)の適用期限を令和9年分まで1年延長する。

(注)旧生命保険料及び①の新生命保険料を支払った場合、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行4万円)。合計適用限度額は12万円。

本人の合計所得金額	現行	改正案
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	67万円
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

年間の新生命保険料	控除額 (R7改正)
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

## 2. 極めて高い所得者に対する課税強化(特定の基準所得金額の課税の特例)

特例対象者とその年分の基準所得金額が1億6,500万円(現行3億3,000万円)超である個人とし、税率を30%(現行22.5%)に引き上げ。(注)令和9年分以後の所得税について適用する。

## 3. 青色申告特別控除の見直し

(1)複式簿記の青色申告特別控除

①現行55万円控除: その年分の所得税の確定申告書等を提出期限までにe-Taxで提出することを適用要件に加え、控除額を65万円に引き上げる。

②現行65万円控除: ①の要件を満たす者で、その年分の仕訳帳及び

総勘定元帳につき、電子帳簿保存法に定める電磁的記録の保存等を行っていること(次のいずれかの場合に限る。)との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げる。

イ. 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

ロ. 特定電子計算機処理システムを使用し、電子取引情報の電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して一定の要件を満たすもので当該要件に従って保存を行っている場合

(2)簡易簿記の青色申告特別控除(10万円控除)…その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの取引を簡易簿記で記録しているものうち、次の者を適用対象者から除外する。

事業所得者及び不動産所得者: その年の前々年分の事業所得・不動産所得に係る収入金額が1,000万円超

(注)令和9年分以後の所得税について適用。

## ○ 現行制度

条件	控除額
複式簿記+イ~ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	55万円
複式簿記(上記イ~ハを満たさず書面申告)	
簡易簿記	10万円

## ○ 見直し案

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】	

#### 4. セルフメディケーション税制の延長・拡充（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

(1) スイッチOTC医薬品(※1)の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を5年延長する。

(※1) 要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

(2) 本特例の対象となる医薬品の範囲見直し

① スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、瘦身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。

② 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

③ 薬局製造販売医薬品(※2)で、本特例対象の一般用医薬品等と同成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

(※2) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

(注) 令和9年分以後の所得税、令和10年分以後の住民税について適用。

#### 5. マイカー通勤手当の非課税限度額引き上げ

(1) 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額を引き上げる(右図)。(55km未満はR7.4.1改正・施行済)

(2) 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額は、通勤距離区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限5,000円)を加算した金額とする。

現 行		改正案	
通勤距離の区分 (片道)	非課税 限度額	通勤距離の区分 (片道)	非課税 限度額
55km以上	38,700円	55km以上 65km未満	38,700円
		65km以上 75km未満	45,700円
		75km以上 85km未満	52,700円
		85km以上 95km未満	59,600円
		95km以上	66,400円

#### 6. 公的年金等に係る雑所得の見直し

(1) その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円超の場合、超える部分の金額を公的年金等控除額から控除する。(注) 令和9年分以後の所得税について適用。

#### 7. 控除証明書等の添付等に代わる明細書の適用範囲の拡充

小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除(国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。)の適用を受ける場合を加える。(注) 令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用。

#### 8. 使用者から支給される食事等に係る非課税金額の拡充

(1) 使用者からの食事支給により受ける経済的利益：月額7,500円(現行 月額3,500円)に引き上げ。

(2) 使用者が深夜勤務の夜食の現物支給に代えて支給する金銭：1回の支給額650円(現行300円)以下に引き上げ。

#### 9. ふるさと納税の見直し

(1) 特例控除額の控除限度額を、①「個人住民税所得割額の2割」と②「次のいずれか低い金額」(現行は①)とする。

道府県民税 77.2万円(指定都市に住所を有する者の場合、38.6万円)

市町村民税 115.8万円(指定都市に住所を有する者の場合、154.4万円)

⇒ 給与収入1億円で上限到達。(注) 令和10年度分以後の個人住民税について適用。

(2) 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準等を加える。① 都道府県等が指定対象期間に受領する寄附金合計額から当該期間における募集費用を控除して得た額(以下「寄附金活用可能額」(仮称)という。)が当該寄附金合計額の100分の60に相当する金額以上であること。(R8.10.1~R11.9.30までは経過措置あり) ② 寄附金活用可能額の用途に関する事項について公表すること。

(注) 令和8年10月1日以後に効力を生ずる指定について適用。

(3) 総務大臣は、指定の取消しを受けた都道府県等について、3年以内の期間(現行2年間)を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。(注) 令和8年4月1日以後の基準違反等に係る指定の取消しについて適用。

(4) 総務大臣は、ふるさと納税の対象として指定した都道府県等が、指定対象期間の初日前4年(現行前1年)以内に基準を違反していたことを認める場合等には指定を取り消すことができる。(注) R7.10.1以後の基準違反等に適用。

#### 10. 国民健康保険税

(1) 基礎課税額等に係る課税限度額を67万円(現行：66万円)に引き上げる。

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を以下のとおり引き上げる。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得：被保険者等の数×31万円(現行30.5万円)

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得：被保険者等の数×57万円(現行56万円)

単身の 給与収入	寄附をして恩恵の ある限度額
300万円	28,000円
500万円	61,000円
1,000万円	180,000円
1億円	1,930,000円

## TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp>  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)  
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F

令和 8 年 1 月 16 日発行  
 担当: 吉田  
 TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

## 令和 8 年度税制改正大綱 Part II 不動産税制・資産課税

## 1. 住宅ローン控除の見直し及び延長【所得税・住民税】

①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、下記(a)~(d)の要件改定を加え、適用期限(令和 7 年 12 月 31 日)を令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長する。

(a)個人が取得等した床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満である居住用家屋についても、本特例が適用できることとする。ただし、その者の控除期間のうち、所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える年については適用できないこととする。

(b)令和 10 年 1 月 1 日以後、建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が同年 6 月 30 日以前のものを除く）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年 7 月 1 日以降のもののうち、一定の ZEH 水準省エネ基準を満たさないものの新築等については、本特例の適用不可。

(c)災害レッドゾーン内の新築等については適用除外。(d)いわゆる気候風土適応住宅を本特例の対象に追加。

※(a)(d)については令和 8 年 1 月 1 日以後居住した場合に適用。

②改正案成立後の制度概要

## 借入限度額

新築/既存等	住宅の環境性能	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
買 取 再 販 宅	認定長期優良住宅	4,500万円	4,500万円				
	認定低炭素住宅		4,500万円				
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	3,500万円				
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	2,000万円	なし（買取再販認定住宅等のみ2,000万円）			
	その他の住宅	なし (買取再販住宅のみ 2,000万円)	なし（買取再販住宅のみ2,000万円（※3））				
既 存 住 宅	認定長期優良住宅	3,000万円	3,500万円				
	認定低炭素住宅		3,500万円				
	ZEH水準省エネ住宅	3,000万円	3,500万円				
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	2,000万円				
	その他の住宅	2,000万円	2,000万円（※3）				

※3 令和 9 年 12 月 31 日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅（登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のものを含む）または建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和 10 年 6 月 30 日以前のもの新築等であって、令和 10 年から令和 12 年までの間に居住の用に供したものを含む。

## 控除期間・各種要件

	住宅の環境性能	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
控除期間	新築住宅・買取再販	13年 (その他は10年)	13年 (その他は10年)				
	既存住宅	10年					
	所得要件	2,000万円	2,000万円				
	床面積要件	50m <sup>2</sup> 以上	50m <sup>2</sup> 以上（合計所得金額1,000万円以下の場合は40m <sup>2</sup> 以上）				

③子育て世帯等の借入限度額上乗せの要件改正及び延長 ※令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長

- ・対象となる物件の取得に「認定住宅等である既存住宅の取得」を追加する。
- ・床面積要件の緩和措置（上記①(a)）の適用を受ける場合、当措置は適用できない。（選択適用）
- ・認定住宅等である既存住宅の借入限度額上乗せ措置を 1,000 万円とする。

## 子育て世帯等の借入限度額

	認定	ZEH	省エネ
新築・買取再販住宅	5,000万円	4,500万円	3,000万円（※4）
既存住宅	4,500万円	4,500万円	3,000万円

※4 令和 10 年～12 年は買取再販認定住宅等のみ

④特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を廃止する。

## 2. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円特別控除の延長※令和 10 年 12 月 31 日まで 3 年延長

<b>3. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の延長【所得税・住民税】※令和9年12月31日まで2年延長</b>
<b>4. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の延長等【所得税】※令和10年12月31日まで3年延長</b>
<b>5. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長等【所得税】※令和10年12月31日まで3年延長</b> 床面積が40㎡以上50㎡未満であるものについても、本特例の適用可。(合計所得金額が1,000万円超除く)
<b>6. 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長等【所得税】※令和10年12月31日まで3年延長</b> 災害レッドゾーン内の新築等については適用除外。 ※令和9年1月1日以後居住の場合に適用。
<b>7. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長等【所得税・住民税】</b> 居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の繰越控除の延長等【所得税・住民税】※令和9年12月31日まで2年延長 買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合の要件に、災害レッドゾーンに存するものでないことを加える。 ※令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用する。
<b>8. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し・延長【法人税】※令和11年3月31日まで3年延長</b> ①航空機騒音障害区域の内外買換えのうち防衛施設周辺生活環境整備法の第二種区域に関する措置を除外する。 ②市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が一定の区域内にある場合の繰延割合を60%(現行:80%)に引き下げ ③長期所有の土地・建物等のから国内にある土地・建物等への買換えについて、買換資産のうち建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。
<b>9. 固定資産税の免税点の見直し ※令和9年度以降適用</b> 家屋に係る免税点を30万円(現行:20万円)、償却資産に係る免税点を180万円(現行:150万円)に引き上げる。
<b>10. 新築住宅・認定長期優良住宅の固定資産税の軽減措置の見直し及び延長 ※令和13年3月31日まで5年延長</b> ①1戸あたり床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)、下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。 ②災害レッドゾーン内の新築については本特例の適用不可※②は令和11年4月1日以後新築住宅に適用する
<b>11. 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の税額減額措置の見直し及び延長 ※令和13年3月31日まで5年延長</b> 床面積要件の上限を240㎡以下(現行:280㎡以下)、下限を40㎡以上(50㎡以上)とする。
<b>12. 不動産取得税の免税点の見直し</b> 土地に係る免税点を16万円(現行:10万円)、建築家屋に係る免税点を戸あたり66万円(現行:23万円)、その他のものについては戸あたり34万円(現行:12万円)に償却資産に係る免税点を180万円(現行:150万円)に引き上げる。
<b>13. 住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置の見直し</b> 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とし、災害レッドゾーン内の新築等を適用除外。
<b>14. 既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例の見直し</b> 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とする。
<b>15. 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準額の特例措置の見直し・延長※令和13年3月31日まで5年延長</b> 床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)とし、災害レッドゾーン内の新築等を適用除外。
<b>16. 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税の特例措置の延長 ※令和13年3月31日まで5年延長</b>
<b>17. 新築建売住宅等の分譲業者に係る不動産取得税の特例延長 ※令和13年3月31日まで5年延長</b>
<b>18. 新築住宅特例適用土地に係る不動産取得税の減額措置の延長 ※令和13年3月31日まで5年延長</b>
<b>19. 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止 ※令和8年3月31日に終了</b>
<b>20. 特例事業承継税制における特例承継計画提出期限延長</b> ①個人の事業用資産に係る納税猶予制度につき、事業承継計画の提出期限を令和10年9月30日まで2年6月延長する ②非上場株式等に係る納税猶予の特例制度につき、特例承継計画の提出期限を令和9年9月30日まで1年6月延長する
<b>21. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置延長等 ※令和11年12月31日まで3年延長</b>
<b>22. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度に係る利子税免除措置の延長</b> 農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置を令和13年3月31日まで5年延長する。
<b>23. 貸付用不動産の評価方法の見直し ※令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産評価に適用</b> ①被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した一定の貸付用不動産につき、通常の取引価額に相当する金額(原則、取得価額から減価償却(定額法)による減価をし、取得時から課税時期までの地価変動の影響等を加味するとともに、しんしゃく割合「0.8」を考慮)により評価。 ②商品として小口化された貸付用不動産につき、取得時期にかかわらず、通常の取引価額に相当する金額(出資者の照会等により、販売会社等から提示される適正な処分・買取価格等)により評価(該当するものがない場合は①で評価) ※被相続人等が通達公開日の5年前から所有する土地に新築した家屋(建築中含む)には適用しない。

## TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp> 令和 8 年 1 月 16 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 尾崎  
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

## 令和 8 年度税制改正大綱 Part III 法人税制

## 1. 特定生産性向上設備等投資促進税制（大胆な投資促進税制）【新設】

## (1)即時償却 or 税額控除

①産業競争力強化法の計画の認定を受けた青色申告法人が対象 ②特定生産性向上設備等（仮称）の即時償却又は取得価額の 7%（建物、建物附属設備及び構築物は 4%）の税額控除の選択適用 ③税額控除は当期法人税額の 20%を上限  
 ④限度超過額は 3 年間繰越（予見し難い国際経済情勢の急激な変化へ対応する計画及びその実施について経済産業大臣の認定・確認を受けた法人に限る）

## (2) 特定生産性向上設備等（仮称）

産業競争力強化法の実施計画の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたもの。

①計画に記載された取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者は 5 億円以上） ②計画における年平均の投資利益率が 15%以上 ③計画に資金調達手段を記載 ④取締役会等の適切な機関の意思決定による計画であること  
 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等

(3)下記の一定の規模以上であること。なお、事務用器具備品、本店・寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は対象外。

- ①機械装置 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの  
 ②工具及び器具備品 それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの  
 ③建物 一の建物の取得価額が 1,000 万円以上のもの  
 ④建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が 120 万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む）  
 ⑤ソフトウェア 一の取得価額が 70 万円以上のもの

## (4)適用期限

①産業競争力強化法の改正を前提に、改正法の施行日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に経済産業大臣の確認を受けること ②確認から 5 年を経過する日までに取得・供用すること

(5)大企業及び 3 年平均所得 15 億円超の中小企業者（「適用除外事業者」）は、所得が前期より増加した事業年度については、給与等又は設備投資を一定以上増加した場合に限り適用する。

<3 年平均所得 15 億円超の中小企業者 又は大企業の場合>	給与等	設備投資
	（給与等又は設備投資いずれかの要件を満たせばよい）	
資本金 10 億円以上、かつ、従業員 1,000 人以上	2%以上増加	40%以上増加
従業員 2,000 人以上		
上記以外	1%以上増加	30%以上増加

## 2. 研究開発税制① 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度【新設】

## (1)税額控除

①産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき認定を受けた青色申告法人が対象 ②重点産業技術試験研究費の額の 40%（特別重点産業技術試験研究費の場合には、50%）の税額控除 ③当期法人税の 10%を上限

(2)重点産業技術試験研究費の額 計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額をいう。

## (3)特定重点研究開発

産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期に企業化が期待されるものとして確認を受けた研究及び開発をいう。

## (4)特別重点産業技術試験研究費の額

重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）（大学など）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究の係るものをいう。

## (5)適用期間

計画の認定日から同日以後 5 年を経過する日（5 年経過日より計画期間終了日の方が早い場合は、計画期間終了日）までに支出した試験研究費

## 3. 研究開発税制② 見直し・延長等

## (1)一般試験研究費の額に係る税額控除

①増加インセンティブの見直し（税額控除率の基準となる増減割合を 12%⇒15%などに細分化）を行った上で 3 年延長。（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から。以下同じ）

## ②上乗せ特例

イ) 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合に控除率を最大 10%上乗せする措置を 3 年延長。

ロ) 試験研究費が 4%超増減した場合に控除上限額に当期法人税の最大 5%を加減算する増減特例措置について、試験

研究費が7%超増加又は1%超減少した場合に変更のうえ3年延長。

(2)中小企業技術基盤強化税制

- ①試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に控除率を最大10%上乗せする措置を3年延長。  
 ②試験研究費が12%超増減した場合の税額控除率及び控除上限額の上乗せ措置を3年延長。  
 ③繰越控除制度【新設】 試験研究費の額が増加している場合に限り、控除限度超過額を3年間繰越できることとする。(ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除の適用を受ける事業年度は適用不可)

(3)特別試験研究費（オープンイノベーション型）

- ①大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額 要件一部緩和  
 ②その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合、特別試験研究費に係る税額控除の対象外とする。  
 ③新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、一定の要件緩和を行う。

(4)他の者に委託する試験研究（国外において行われるもの）に係る試験研究費の範囲の見直し

- ①医薬品等の臨床試験の委託に係る試験研究費の額：その試験研究費の額  
 ②①以外：令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度 その試験研究費の額の70%相当額  
 令和9年4月1日から令和10年3月31日までに開始する事業年度 その試験研究費の額の60%相当額  
 令和10年4月1日以後に開始する事業年度 その試験研究費の額の50%相当額

#### 4. 雇用者給与等支給額増加税額控除制度の改正

- (1)全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止。  
 (2)従業員2,000人以下の法人（中堅企業）向けの措置は、下記見直しの上、令和9年3月31日をもって廃止。  
 ①給与等増加率3.0%以上の要件⇒4.0%以上に加重  
 ②増加率4%以上の場合に控除率15%加算する措置⇒増加率5%未満の場合は控除率の加算なし、増加率5%以上6%未満の場合は控除率5%加算に縮小 ③教育訓練費増加の場合の上乗せ措置⇒廃止  
 (3)中小企業者向けの措置における教育試験研究増加の場合の上乗せ措置⇒廃止

#### 5. 戦略分野国内生産促進税制の見直し

- (1)特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は本税制の対象外とする。  
 (2)給与増加1%以上又は国内設備投資額が減価償却費の40%超の要件⇒給与増加2%以上及び国内設備投資額が減価償却費の40%超、に加重

#### 6. オープンイノベーション促進税制の改正・延長

次の見直しの上、適用期限を2年延長

- (1)新規増資型（発行法人からの取得）：株式の取得価額1億円以上⇒2億円以上に引き上げ  
 (2)M&A型（50%超の購入）  
 ①株式の取得価額5億円以上⇒7億円以上に引き上げ  
 ②合併を行った一定の場合には、合併の翌事業年度から5年間均等で特別勘定の残高を取崩して益金算入する。  
 (3)M&A型（50%以下購入）【新設】  
 ①購入日から3年以内に50%超取得が見込まれる場合、株式の取得価額（3億円以上であること。200億円を上限）の20%以下の金額を特別勘定として経理した場合にはその金額（その事業年度の所得金額を上限）を損金算入する。  
 ②3年以内に50%超取得しなかった場合は特別勘定の全額、一定の合併を行った場合は5年間均等で取崩し益金算入。

#### 7. 地方拠点税制の改正・延長

(1)地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別控除は、次の見直しの上、2年延長。

①下記イ又はロの要件を満たす場合の償却率及び控除率の拡大

	移転型	拡充型
特別償却	25%（変更なし）	15%⇒20%
税額控除	7%⇒8%	4%⇒5%

- イ. 大企業又は適用除外事業者である中小企業者…取得価額合計10億円以上/地方拠点で60人以上雇用増加 等  
 ロ. 上記以外（適用除外事業者でない中小企業者）…地方拠点で20人以上雇用増加 等  
 ②事業の用に供されたことのある建物等及び構築物を対象に加え、特別償却率は移転型15%・拡充型10%、税額控除率は移転型4%・拡充型2%とする。  
 ③中小企業者（適用除外事業者を除く）の取得価額要件を3,500万円以上⇒4,500万円以上に引き上げ  
 ④計画の認定を受けた日から事業供用事業年度終了までに事業主都合の離職者がいないことを要件に加える。 他

#### 8. 少額減価償却資産の特例等の取得価額要件の改正（及び適用期限の延長等）

- (1)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例：下記見直しの上、適用期限を3年延長  
 ①取得価額の要件を30万円未満⇒40万円未満に緩和  
 ②常時使用する従業員数が500人以上の法人を除外⇒400人以上の法人を除外  
 (2)中小企業投資促進税制の工具の取得価額要件：30万円以上の工具の合計額が120万円以上⇒40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上  
 (3)中小企業者等の特定経営力向上設備等の特別償却又は特別控除の工具の取得価額要件：30万円以上⇒40万円以上  
 (4)特定事業継続力強化設備等の特別償却の器具備品の取得価額要件：30万円以上⇒40万円以上